平成26年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成26年12月5日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年12月5日(金) 午前9時30分

4 応招議員

伊藤和子 1番議員 2番議員 小 澤 哲 夫 告 筋 惠 治 3番議員 男 4番議員 中根幸 5番議員 鈴木托治 6番議員 彰 西田 7番議員 太田康雄 進 8番議員 亀 澤 9番議員 山本俊康 10番議員 榊原淑友 11番議員 片岡 小 沢 一 男 健 12番議員

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 村松藤雄 副町長 鈴木寿一 教育長 比奈地敏彦 建設参事 鈴木雅則 総務課長 杉山眞人 防 災 監 村松利郎 了 税務課長 村松也寸志 企画財政課長 長 野

住民生活課長 村 松 弘 保健福祉課長 村 松 富 夫 建設課長 産業課長 三浦 強 鈴木可浩 上下水道課長 大場満明 山田裕一 学校教育課長 鈴木富士男 病院事務局長 社会教育課長 西 谷 勉 次 会計管理者 髙木利夫

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

9

議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第79号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例について

議案第80号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例について

議案第81号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例について

議案第82号 森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について

議案第83号 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について

議案第84号 平成26年度森町一般会計補正予算(第8号)

議案第85号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第86号 平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第87号 平成26年度森町水道事業会計補正予算(第3号)

議案第88号 平成26年度森町病院事業会計補正予算(第4号)

議案第89号 東遠学園組合規約の変更について

<議事の経過>

議 長 (榊原淑友 君)出席議員が定足数に達しておりますので、

ただいまから平成26年12月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、

3番吉筋惠治君及び4番中根幸男君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間にしたいと思 います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(榊原淑友 君)「異議なし」と認めます。 長

> したがって会期は、本日から12月18日までの14日間に決定しまし た。

> 日程第3、「報告事項」については、監査委員から例月出納検査 の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第78号「人権擁護委員候補者の推薦について」を 議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗 読)

(榊原淑友君)本案について提案理由の説明を求めます。 議 長 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第78号「人権 町 長 擁護委員候補者の推薦について」、提案理由の説明を申し上げます。

> 本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく、人権擁護 委員候補者の推薦であります。

> 現在、人権擁護委員として活動されている岡野知洋氏が、平成27 年3月31日をもって任期満了となり、退任することとなったため、 後任として新たに推薦するものであります。

議

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自 由人権思想の普及高揚を図るため献身的な活動をされております。

今回提案いたしました白畑安信氏は、40年にわたりNTN株式会社に勤務され、在職中は小学校、中学校のPTA副会長を経験されております。

また、剣道錬士七段の有資格者として、長年にわたり青少年健全 育成のため、幅広い年代の子どもたちに剣道の指導をされるなど、 地域のために積極的に社会貢献活動をされております。

人柄はまさに質実剛健であり、住民の信頼も厚く、また地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員候補者として適任であると存じますので、推薦するものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長

(榊原淑友 君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員

(伊藤和子君)1番、伊藤です。ただ今の提案理由のご説明の中で、今回岡野氏が退任し、後任に白畑安信氏が候補として推薦されたということですけれども、今回の人選は、どのような経緯で候補として推薦されたのか、また、森町だけではなく、全国的に人権擁護委員の知名度が大変低いことが課題の一つになっておりますが、町として今後の啓発と人選のあり方について、どのようなお考えをお持ちになっていらっしゃるのか、その辺のところを少しお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

長

町

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 白畑氏を選任した経緯ということでございますけども、人権擁護委員法第6条第3項に、候補者の推薦について規定をされております。

ここでは、人格・見識が高く、広く社会の実情に応じ、人権擁護 に理解のある方、また、小中学校への作文、ポスターの依頼、訪問 等の活動内容を拝見すると、子どもたちとふれあいができる方、地

活動内容を拝見する

域社会において信頼され、人格、見識、中立、公正さを兼ね備えて、 熱意を持って活発な活動が期待できる方を念頭に、候補者を選んだ ところでございます。

前任の岡野氏が、森町の本町にお住まいであったことから、旧森地区を中心に考えまして、南町に剣道七段で、以前より青少年に剣道を指導されている白畑氏を紹介され、担当課において直接お会いし、その誠実な人柄、子どもたちに剣道を教えながら、社会貢献の考えを持っていたこと等を確認いたしましたので、今回お願いをしたところでございます。

人権擁護委員法は、国に基づく選任でございまして、本来はこの 業務については国が担うべきでございまして、ご指摘の内容につい ては、まさに国の法務省等々が、こういう人権擁護委員の皆様方の 活動内容を、広く皆様方に知らせることによって、後任も選出しや すくなるということのように考えているところでございます。

行政としては、この人権擁護委員の選任という義務がございます ので、選任に当たっては法の趣旨に則り、適切な方を選任していく ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

(榊原淑友君)他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君) 白畑さんに関しては、私は全くご存じありません。少しお伺いしますが、NTNにおいてはどのような部署で働いておられたのか。そして、人権擁護ということについて、この方がそういった知識というか、そういったものを取り入れる機会が今まであったのか。その辺を分かれば。

議長

(榊原淑友 君)住民生活課長。

住民生活課 長

(村松 弘 君)住民生活課長です。NTNにおいての仕事の中身でございますが、本人とお話ししたときにお伺いしたことは、工場のですね、設備関係の業務、それから、設備の設計等の導入等に関わっておられました。学校がですね、工業専門学校ということで、機械の設計とか生産技術に携わっていたというふうにお伺いを

しております。

それから、人権についての見識ということでございますが、長く 少年剣道、遠江総合高校での剣道の指導等ですね、長く携わってお られまして、お話をしたときもですね、これから学校へ出向いて、 子どもたちとのふれあいというようなことも伺っておりまして、以 前より子どもたちを通じてですね、社会生活の指導等もしていらっ しゃったということですので、それの剣道の経験から、そういった 人権に対する見識も深められているというふうに考えております。 以上です。

議長

(榊原淑友君)6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君) 最終的には剣道を指導して、また、その子どもたちとの交流があるという中で選ばれたということでありますけども、それでは、できればですね、子どもたちにあの先生教えていただく指導者はどうだいねと、どんなあれでしたかねとかっていうことは聞くということも、本当はちょっと必要じゃないかと思うですけども、その辺はやらなかったということ。

議長

(榊原淑友君)住民生活課長。

住民生活

課

議

(村松 弘 君) ただ今のご質問でございますが、職員の中にもですね、子どもを剣道の教室に通わせている職員もおりまして、 父兄の方の意見は聞いております。以上です。

長

(榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員

(小沢一男 君) 1点お聞きしたいと思いますけども、この人事というのは、まあ人事が万事といわれますけども、飽くまでも人事ですから私たちがどうのこうのじゃありませんけども、人権擁護っていうのは、町長からも人格ということが出まして、飽くまでも本人を中心とした考えたか、あるいは家庭状況も加味されているのか。その点ちょっと。

議長

(榊原淑友君)住民生活課長。

住民生活

(村松 弘 君) 当然ですね、活動については時間を割いて

課長

長 いろんな行事に出席していただくということでございますので、家庭的にですね、そういった活動が許される方ということが根底にはありますが、実際に活動していただくのはご本人ということですので、こちらが最優先ということでございます。以上です。

議長

(榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君)候補者であります白畑さんにつきましては、ここに経歴が書かれておりますが、私も高校のPTAといいますか、地区役員を一緒にやらせていただいたこともございまして、その人となりというものはよく存じておるわけで、ふさわしい方であるというように思います。

先ほど西田議員から、今までの経歴の中で人権に関わる経験があったのかというご質問がありましたが、NTNという製造に関わる企業の中で、なかなかそういう経験も難しいかと思います。

剣道を通して青少年との交流を図り、また、健全育成に努めてこられたという経験はお持ちですけども、これでですね、人権擁護委員として選任された場合に、新任の委員に対しては、人権擁護に関する研修、人権擁護委員としての研修、そのようなものがあるのか、それは町の職務の範疇ではないかと思いますが、国の制度としてそのようなものがあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

議 長 住民生活 課 長 (榊原淑友 君)住民生活課長。

(村松 弘 君)住民生活課長です。ただ今の研修の機会ということでございますが、袋井地区の協議会がございまして、そこに所属をしていただきます。その協議会の中でですね、人権擁護委員の、たとえば男女共同参画社会問題研修会と、そういうようないろんな研修会があるので、そこにすべてに参加するということは不可能だとは思いますが、良いと思う研修会、あるいは委員の方の中でご相談をして、参加できる研修会をですね決めて、参加できるということでございますので、委員に就任した後は、そのような研修会に参加できるということでございます。

議長

長 | (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

5番、鈴木托治君。

5番議員

(鈴木 托 治 君) 人権擁護委員会は、年だいたい何回ぐらい開かれて、しかも今までにどのような案件があったのかということを教えていただきたい。それと同時に、私はその日のうちの案件につきましては、教育委員会もなんでもそうですけど、この本人そのものは私は西田氏同様余り存じ上げてないんですけど、いきなりその日に提案されて、さあどうだと言われても、非常に困惑するところがありますので、これは今までの通例でその日の裁決、その日の質問裁決というやり方をとっておりますけど、少なくとも1週間ぐらいまでに、もしなんならこういう人事があるということをおするといただいて、その中で我々がその人を調査するとか、判断するっちゅう、そういう時間を欲しいと思いますし、もし採決そのものを最終日に持って行くとか、そういうぐらいの時間的余裕がなければですね、実際にこの案件、この人がふさわしいかどうかはわかりませんので、この件に限らず、そのような方法をとっていただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

議長

(榊原淑友君)町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君)後段の問題についてお答え申し上げます。 まさに人事案件でございますので、議員おっしゃるように相当の期間をさらすということはですね、いかがかと、このように思うところでございます。また、それらの運営については議会運営委員会でご審議を頂いて、検討すべき事だと、このように思っておりますので、私はそこまでの答弁とさせていただきます。

議長

(榊原淑友 君)住民生活課長。

住民生活課 長

(村松 弘 君)住民生活課長です。人権擁護委員の活動の 内容でございますけども、まず、人権相談というものを、毎月1回 開催をしておりまして、今5名委員がいらっしゃいますが、そのう ちの2名が対応ということで、これは交代で対応していただいてお ります。

課

それから、人権の花運動というものをやっておりまして、各小学 校にひまわりの種とか、肥料を配布したりしていただいております。

他にはですね、つい昨日、各小学校を回らせていただきましたが、 人権ポスター、人権の作文をですね、夏休みの宿題として募集をし たりしまして、その依頼もですね、回っていただいております。昨 日4日から10日まで、人権週間ということで、昨日は皆さんで各小 中学校を訪問して、啓発活動をしたところでございます。

あと、11月のもりもり2万人まつり&農協祭でも、景品物品の配 布をしております。

それから、先ほど答弁申し上げましたが、協議会の方での各種研 修会への参加、思いやり人権ニュースの発行等、さまざまな活動を しております。以上です。

議 長 (榊原淑友 君)5番、鈴木托治君。

5番議員

(鈴 木 托 治 君) 今の答弁でありますと、啓蒙活動というよ うなものが主なものとなっておりますけど、私が先ほど聞いたのは、 こういう人権を阻害するようなことが今まであったかどうか、それ があったならどういうことだったかということも、もし分かりまし たらご答弁願います。

議 長 住民生活 課

長

(榊原淑友 君)住民生活課長。

弘 君)人権相談の中身というような事になるかと (村松 は思いますけども、中身につきましては、それこそ人権ということ でございますので、我々の方には詳しい中身は知らされておりませ ん。人権委員の方が持ち帰って相談をして回答をしているというよ うなことでございます。

24年がですね、14回開催しまして、相談件数は8件でございまし た。25年が14回開催いて相談件数が7件でございます。今年度につ きましては、今のところ相談件数はございません。

この相談件数とは別にですね、小中学生等がですね、直接県の方 に手紙を出して、該当する協議会の方に県の方からその手紙が回っ てきまして、その手紙に対して子どもたちの悩み事の相談の載った 回答をですね、子どもたちに書いて送るというようなことも、活動 として行っております。

議 長 (榊 原 淑 友 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊 原 淑 友 君)「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいとおもいます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

これから議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊 原 淑 友 君)起立全員です。

したがって、議案第78号「人権擁護委員候補者の推薦について」 は、原案のとおり推薦することに決定しました。

日程第5、議案第79号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」から日程第8、議案第82号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榊原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今一括して上程されました、議案第79 号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例について」から、議案第82号の「森町放課後児童クラブの設置及 び管理に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案 について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定及び一部改正につきましては、平成24年8月に「子

ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、児童福祉法が改正されたことに伴い、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」のそれぞれを市町村が条例で定めることとなりましたので、当該基準を定める条例を制定するものでございます。

はじめに、議案第79号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例について」の内容でございますが、改正児 童福祉法では、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育 事業、事業所内保育事業が新たに市町村の認可事業として位置付け をされました。これらの家庭的保育事業等の人員、設備及び運営に 関する基準について、厚生労働省令で定める基準と同じ内容で、条 例を制定するものでございます。

次に、議案第80号「森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」の内容でございますが、子ども・子育て支援新制度において、市町村は学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所などの「特定教育・保育施設」や家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業などの「特定地域型保育事業」の事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、給付対象要件を満たしているかを確認の上、給付費を支払うことになります。この基準は、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令で定める基準と同じ内容で、利用定員、運営に関する基準等を定める条例を制定するものでございます。

次に、議案第81号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」の内容でございますが、改正された児童福祉法により、国、都道府県及び市町村以外の者は、あらかじめ市町村長へ届け出て、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ事業を行うことができることになります。

事業を行う職員の資格及び職員数、設備、開所時間及び日数等について、厚生労働省令で定めた基準と同じ内容で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

最後に、議案第82号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の内容でございますが、児童福祉法の改正により事業の対象年齢が、おおむね10歳未満の3年生の児童から、6年生までの小学校就学児童にまで拡大されることに伴い、「森町の放課後児童クラブにおいて対象年齢を6年生までとすること」及び「森小と宮園小に第2放課後児童クラブを新設すること」等に伴う一部改正でございます。

なお、施行日については、子ども・子育て支援法等の関係法律の 施行日からとなり、平成27年4月1日を予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 をお願い申し上げます。

議長

(榊原淑友 君)日程第9、議案第83号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(榊原淑友 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君)ただ今上程されました、議案第83号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

近年、当町におきましでも核家族化が進み、「両親が就労しているが、子どもを幼稚園に通わせたい」また、「既に幼稚園に通っているが、そろそろ働き始めたい」という保護者からの、必要なときに育児を頼める場所や安心して子どもを預けられる場所を求める声が高まっております。

そこで、幼稚園の教育時間終了後、並びに夏季休業等の長期休業

中にも教育活動を行い、保護者の就労支援と子育て支援につなげる ために、来年度から「預かり保育」を実施することといたしました。

本年5月に「預かり保育」の利用希望についてアンケート調査を 実施し、希望が多かった順に森幼稚園と園田幼稚園の2園で、実施 していきたいと考えております。この事業の実施に当たりまして、 その保育料について規定するものです。

保育料につきましては、近隣で実施している状況を把握し、検討 しました結果、年間預かりを月5千円、一時預かりを1日500円、 長期休業中の預かりを1日1千円として参りたいと思います。

併せて、生活保護世帯等の減免についても規定いたしますが、そ の詳細は教育委員会規則で、また、そのほか対象児、実施園、実施 時間等についても、教育委員会要綱で定めていくことといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけれども、子育て支援は もとより、女性の就労支援の観点からも有意義な施策と考えており ますので、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し 上げます。

長 (榊原淑友 君)日程第10、議案第84号「平成26年度森町一 般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員 朗 読)

君) 本案について提案理由の説明を求めます。 議 長 (榊原淑友 町長、村松藤雄君。

君) ただ今上程されました、議案第84号「平成 長 (村松藤雄 26年度森町一般会計補正予算(第8号)」について、提案理由の説明 を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞ れ91,757千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ れぞれ7,336,439千円とするものであります。

第2表、債務負担行為補正につきましては、現在、可燃ごみ収集 運搬業務を委託している委託先が、本年度末を持って事業を廃止す

議

町

- 13 -

る旨の連絡があったことを受け、新年度当初から可燃ごみ収集運搬業務に支障が生じないよう、準備期間等を勘案し早期に委託契約締結業務を進めるためのものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、去る10月の台風18号の到来 により発生した災害復旧のため、災害復旧事業の財源として、公共 土木施設災害復旧事業、及び農林水産業施設災害復旧事業の限度額 を設定するものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。 5・6ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費246千円につきましては、米倉町 内会の行う公園の整備に対する、町からの補助金でございます。

4目、老人福祉費4,876千円につきましては、平成27年4月の介護保険制度の改正に備え、介護保険システムの改修を行うための、介護保険特別会計への繰出金でございます。

2項3目、児童福祉施設費13,165千円につきましては、平成27年4月から放課後児童クラブの利用対象児童を小学校6年生まで拡大することに伴い、森小学校及び宮園小学校で実施しています放課後児童クラブにおいて、クラブ室が不足するため、補助金を活用して整備をするものであります。

4款1項2目、予防費3,041千円につきましては、「こども医療費扶助費、及び未熟児養育医療費扶助費」について、本年度の支払 状況から推計した実績見込みにより、予算に不足が見込まれること から、追加をお願いするものでございます。

7・8ページ、6款1項1目、農業委員会費3,465千円につきましては、本年4月に農地法の一部が改正され、平成27年4月から農地に関する情報の活用の促進を図るため、農地に関する情報共有の一環として、農地台帳に記録された事項をインターネットの利用等により公表することが農業委員会に義務付けされたのを受け、農地台帳システムの改修、及び農地地図情報システムデータ加工等を、補助金を活用して行うものであります。

3目、農業振興費340千円につきましては、「急須でお茶を飲む町」を推進するため、成人式にて成人者に急須とお茶を記念品として贈呈を行う、茶業振興協議会への補助金であります。

3項2目、林業振興費372千円につきましては、森林環境保全直接支援事業に係る間伐事業量の増加に伴い、補助金の追加をお願いするものでございます。

4目、治山費500千円につきましては、町民の森環境整備に対する住民の方からの寄附金を活用しまして、町民の森に案内標識、及びベンチを整備するものであります。

7款1項3目、観光費1,002千円につきましては、天方城に縁のある方からの寄附金を活用しまして、天方城趾の観光案内看板の設置工事費でございます。

9・10ページ、8款2項3目、道路新設改良費1,844千円につきましては、飯田地内、町道大久保峯山線に係る測量設計業務委託料の追加をお願いするものでございます。

10款2項2目、教育振興費600千円及び、3項2目、教育振興費6 00千円につきましては、藤本商会の藤本氏より頂きました寄附金を 活用し、森小学校及び森中学校の学校図書購入の費用でございます。

6項2目、体育施設費1,706千円のうち、修繕費804千円につきましては、中央体育館の廃止に伴う光ケーブルの架け替え等の費用でございます。

また、手数料902千円につきましては、不必要となる備品等の処 分費用をお願いするものであります。

11・12ページ、11款 1 項 1 目、農業用施設災害復旧費7,000千円につきましては、台風18号の到来により発生した、西俣の農業用水路の決壊と、草ヶ谷パイロット地内の農道路肩崩壊の災害復旧工事を早急に進めるため、現年発生農業用施設補助災害復旧事業補助金を受けて実施するものであります。

2項1目、公共土木施設災害復旧費53,000千円につきましては、 台風18号により路肩が決壊し、通行止め等の措置を行っている、橘 地内町道大上宮奥線2箇所と、法面の崩落により現在通行止めの措置を行っている、一宮大久保地内町道小川線、護岸の崩落等が発生している準用河川大洞院川の3箇所の災害復旧工事を早急に進めるため、現年発生公共土木施設補助災害復旧費負担金を受けて実施する補助災害復旧工事と、併せて実施する町単独の災害復旧工事でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

14款 1 項 2 目、衛生費国庫負担金435千円、及び15款 1 項 2 目、 衛生費県負担金218千円につきましては、未熟児養育医療費扶助費 に対する、国及び県の負担金でございます。

14款1項3目、災害復旧費国庫負担金31,349千円は、町道及び準 用河川の災害復旧工事に対する国庫負担金でございます。

15款 2 項 2 目、民生費県補助金8,560千円は、森小学校及び宮園 小学校の、放課後児童クラブ室の整備に対する県補助金でございま す。

3目、衛生費県補助金1,237千円は、追加をお願いいたしますこ ども医療費扶助費に対する県補助金でございます。

4目、農林水産業費県補助金3,464千円は、農地台帳システム改修等の県補助金でございます。

- 9目、災害復旧費県補助金4,550千円は、農業用水路及び農道の災害復旧工事に対する県補助金でございます。
- 3・4ページ、17款1項2目、教育費寄附金1,200千円は、当町 出身である藤本商会の藤本氏からの寄附金であります。
- 4目、商工費寄附金1,000千円は、天方城に縁のある方からの寄 附金であります。

5目、林業費寄附金500千円は、町民の森環境整備に対する住民 の方からの寄附金であります。

19款1項1目、繰越金21,444千円は、財源調整としての計上であります。

21款 1 項 7 目、災害復旧債17,800千円のうち、15,600千円につきましては、町道及び河川の補助災害復旧工事に対する公共土木施設災害復旧債でございまして、2,200千円につきましては、農業用水路及び農道の補助災害復旧工事に対する農林水産業施設災害復旧債でございます。

以上が、「平成26年度森町一般会計補正予算(第8号)」の概要で ございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

(榊原淑友 君)日程第11、議案第85号「平成26年度森町国 民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(榊原淑友 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第85号「平成 26年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、提 案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,041,301千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

3・4ページ、3款1項1目、後期高齢者支援金103千円、及び 4款1項1目、前期高齢者納付金16千円につきましては、平成26年 度の支援金及び納付金の額の決定に伴い、不足分を追加計上するも のでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

1・2ページ、3款1項1目、療養給付費等負担金32千円、2項 1目、財政調整交付金7千円、6款2項1目、県調整交付金6千円 につきましては、歳出の後期高齢者支援金に対する国庫負担金等で あります。

10款1項2目、その他繰越金74千円につきましては、歳出のうち

国庫負担金等を除いた費用に充当する前年度繰越金であります。

以上が、「平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の概要でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

(榊原淑友 君)日程第12、議案第86号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(榊原淑友 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第86号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,134千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,803, 392千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げますので、3・4ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費6,162千円、及び3款2項1目、包括的支援事業費972千円につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる医療介護総合確保推進法が、通常国会において本年6月18日に成立、同月25日に公布されたことを受け、平成27年4月以降の介護保険制度の改正に伴い、本町が保有する保険者システム等について、システム改修が必要となることから補正するものであります。

システム改修の内容につきましては、町の管理システムと国保連合会システム間における、受給者情報等のデータの授受に関するものであり、具体的には、一定以上所得者の利用者負担の見直し、及び高額介護サービス費の見直し、介護予防・日常生活支援総合事業

の実施、及び予防給付の見直しに関すること等であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

3款2項3目、地域支援事業交付金(包括的支援事業等)383千円、4目、事業費補助金1,480千円、及び5款3項2目、地域支援事業費交付金(包括的支援事業等)191千円につきましては、システム改修経費に係る国・県の補助金でございます。

7款1項3目、地域支援事業繰入金(包括的支援事業等)194千円、 及び4目、事務費負担金等繰入金4,682千円につきましては、シス テム改修経費に係る町負担金でございます。

8款1項1目、繰越金204千円につきましては、歳出予算の財源 調整としての計上であります。

以上が、「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」の概要でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

(榊原淑友 君)日程第13、議案第87号「平成26年度森町水 道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(榊原淑友 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第87号「平成 26年度森町水道事業会計補正予算(第3号)」について、提案理由の 説明を申し上げます。

本補正予算は、補正予算第2条で、予算第3条で定めた「収益的収入及び支出」の予定額のうち、支出の営業費用に1,577千円を追加し、補正後の収益的支出予定額を322,689千円とするものでございます。

それでは補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2ページをご覧ください。

「補正額の明細書(収益的収入及び支出)」の支出の、営業費用で

ございますが、地方公営企業会計制度の見直しにより、今年度より 取り組んでおります新地方公営企業会計制度の運用を進める中で、 専門的な判断が必要となる事項が生じていることから、決算に向け、 新制度に係る指導・助言を受ける業務を実施するため、委託料1,57 7千円の追加をお願いするものでございます。

以上で、「平成26年度森町水道事業会計補正予算(第3号)」の提 案理由の説明といたします。よろしくご審議の程お願い申し上げま す。

議 長

(榊原淑友 君)日程第14、議案第88号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(榊原淑友 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第88号「平成 26年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」について、提案理由の 説明を申し上げます。

本補正予算は、平成27年1月1日付けで採用予定の、小児科医師 1名に係る3月分までの給料、手当等給与費の増額補正をお願いす るものであります。

1ページ及び2ページをご覧ください。

補正予算第2条で、予算第3条に定めた「収支的収入及び支出の 予定額」のうち、支出の第1款第1項、医業費用を4,598千円増額 し、2,935,487千円とし、病院事業費用の予定額を3,234,306千円と するものであります。

補正予算第3条で、予算第8条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」のうち、「職員給与費」を4,598 千円増額し、1,774,088千円とするものであります。

以上で、「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」の提 案理由といたします。よろしくご審議の程お願い申し上げます。 議 長 (榊原淑友 君)日程第15、議案第89号「東遠学園組合規約 の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榊原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長 (村 松 藤 雄 君) ただ今上程されました、議案第89号「東遠 学園組合規約の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、平成27年1月1日から施行されます。

改正後の法では、小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病医療についての定義規定が第6条の2として新たに規定されることに伴い、これまで障害児通所支援等の定義規定であった第6条の2は、第6条の2の2に繰り下げられます。

今回の規約変更は、東遠学園組合規約中法第6条の2を引用している箇所について、条項の一部改正を行うものでございます。

以上、規約の変更内容をご説明申し上げましたけども、一部事務 組合の規約変更につきましては、地方自治法の規定により、関係各 自治体の議決が必要となることから、ここに提案させていただきま した。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(榊原淑友 君)以上で、本日の日程は全部終了しました。 次回の議事日程の予定を報告します。

12月11日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する質疑を 行います。

本日は、これで散会します。

(午前10時35分 閉会)